議案第９８号

久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条　任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）を選考により任期を定めて採用することができる。

2　任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2)　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3)　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4)　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条　任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従

事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1)　一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2)　一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2　任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条　任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2　任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3　任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1)　久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定による介護休暇の承認

(2)　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条　法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条　任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された

職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給料表等）

第7条　第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

2　任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

(1)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　1号給

(2)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　2号給

(3)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　3号給

(4)　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　4号給

(5)　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　5号給

3　特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5　第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第8条　第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22

年久喜市条例第51号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)

第9条　特定任期付職員には、給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第12条、第14条第2項、第15条、第16条及び第17条の7の規定は、適用しない。

2　特定任期付職員に対する給与条例第17条の4第5項の規定の適用については、給与条例第17条の4第5項中「別表(行政職給料表)の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜市条例第　号)第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

3　任期付短時間勤務職員には、給与条例第8条、第9条及び第9条の3の規定は、適用しない。

4　任期付短時間勤務職員に対する給与条例第12条第2項及び第17条の8第1項の規定の適用については、給与条例第12条第2項及び第17条の8第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、一般職の任期付職員を採用等するため、この案を提出するものであります。